## 議案第八十二号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の

一部改正について

次のとおり議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正

により、本議会の議決を求める。

することについて、地方自治法

昭

和二十二年法律第六十七号)

第九十六条第

一項の規

定

昭和六十一年九月十六日

三朝町長 安田 真一郎

昭和六百年九月 弐四日 原案可決

三朝町議会議長名越典由

号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

一部を改正する条例

議会の議員その 他 非 常勤 の 職 員の 公務災害 補 等 に 関 る 条例 (昭 和 四 年三 町

第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「(同法第二十条の規定による被保険者を除く。)」を削る。

第十二条第一 項中 「の各号」 を削り、 同項第 号及び第三号中「五 十五歳」を「六十歳」

に改める。

第十三条第一項第六号中「五十五歳」を「六十歳」に改める。

第十四条の次に次の一条を加える。

(年金たる補償の額の端数処理)

第十四条の二 傷病 補 償 年 金 障害補 償 年 金 又は 遺 族補償年金 **(**以 下 年 金 たる補

の 額に五・ 十円 未満の端数があるときは、これを切り捨て、 五十円以上百円未満 0)

数があるときは、これを百円に切りあげるものとする。

第十六条中「第二十五条」の下に「、第三十九条の二」を加える。

(福祉施設)

第十 七 条 実 施機 関は、 公務 上 の災 の害又はこ 通 勤 による災害を受けた 職員(以下この 条 K お

て「被災職員」という。 ) 及び その 遺 族 Ø 福 祉 に 関して必 要な 次 Ø 施 設 をす る ょ う て 努

なければならない。

外 科 後 処 置に関する 施 設、 補 装具に関する施設、 1) ハ Ľ IJ テ 1 シ 3 ン に 関 す る

ഗ 他 の 被 災 職 員 Ø 円 滑 な 社会復 帰 を 促 進するために 必 要 な 施 設

被 災 、職員 の療 養 生 活 0 援 そ Ø 遺 族 മ 就学 ഗ 授 そ 0) 他 Ø. 被 災 職員及び そ 0)

援 護 を 図る た め 1 必 要 な 資 金 Ø 支 給 そ Ø) 他 Ø) 施

附則第四条の次に次の一条を加える。

遺族補償年金の受給資格年齢の特例等)

第

条

四 条 の 二 次 Ø 表 の 上 欄 忆 掲 げ る 期 間に死亡した職員 Ø 遺 族に 対する第十二条及び第十

の 規 定 Ø 適 用 K つ いて は、 同 表の上 欄 に掲 げ る 期 間 Ø 区 分に 応じ、 第十二 条第一 項 第一

号 及 び 第 号 並 び K 第 + = 条 第 項 第六号 中 大 + 歲 ٤ あ るのは、 そ れ ぞ n 同 表 の

に掲げる字句とする。

五十九歲	日のヤ十四年十月一日から昭和六十五年九月三十日まで
八	昭和六十三年十月一日から昭和六十四年九月三十日まで
五十七歳	昭和六十二年十月一日から昭和六十三年九月三十日まで
· 1	昭和六十一年十月一日から昭和六十二年九月三十日まで

2 かつ、 祖 がで て第十三 二項の が 父母及び兄弟 次 で お の きる きる遺族とする。この場合において、第十二条第三項 同 て 規 定 表の 遺 読み 条第一項第 年 族 金 K 中欄に 替 K 基 姉 12 ٤ づ 之 妹で 掲 6 る あ \* 掲げる げる期間 職員 遺族 **六号に該当するに至** れ る る場合を含む。)の あつて、 Ø は Ø 補 年齢であつたもの(第十二条第一 死 償 K 亡の 遺 年 当該職員の死亡の公公務上死亡し、お 金 族 を受けること 補 時 期 償年金を受けることがで K 応じ、 5 ない 規 定 又は į, にか Ø ができることとさ 同 当時、 のを除く。)は、第十二条 項 通 かわらず、 の 勤 表 その KC, 0) より死亡した 下 中 項第 収入によつて きる遺 欄 遺 遺 K 四 族 族 揭 れ 号に 補 げ た 族 補 遺族で る 償 償 職員 規 年金を受けること 附 年金を受ける 年 定する者であ 生計 則 齢 第一 の夫、父母、 第 あつて、 K を維持し、 四条 項 し (前 の な 当 つ

のを除く。)」と、 第十三条第二項中「各号の一」とあるの は「第一号か ら第四号までの

いずれか」とする。

1			
	六十歳	六十歲未満 五十五歲以上	当分の間昭和六十五年十月一日から
<u> </u>	五十九歲	五十九歲未満	昭和六十五年九月三十日まで昭和六十四年十月一日から
<u> </u>	五十八歳	五十八歲未満五十五歲以上	昭和六十四年九月三十日まで昭和六十三年十月一日から
<del></del>	五十七歳	五十七歲未満	昭和六十三年九月三十日まで昭和六十二年十月一日から
	五十六歳	五十五歲	昭和六十二年九月三十日まで昭和六十一年十月一日から
_			

3 Ø うちにあつては、夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母 て読み替えられる場合を含む。)に規定する遺族の次の順位とし、 前項に規定する遺族の遺族補償年金を受けるべき順位は、第十二条第一項(第一 前項に規定する遺族 項にお

を先にし、実父母を後にする。

項 達 す K 規定 る 月 す ŧ る で Ø 遺 間 族 は、 r 支 介給す そ Ø 支 給 ŧ を 遺 停止 族 する。 金 た ただし、 **(**) 附 者 則 か 第 同 項 Ξ. Ø 条 Ø 表 D 規 下 定 の 適 用

げるものではない。

当· 該 の二を除く。) 附 ٤ 則 五 年 第 + 金 「(当該 **5** 円以 「とす 五 条第 る 給 上 る K 年 付 百 項 円 金 ج\_ よ を を「とし、 る 中一 ع 未 た る K 年 満 給 金 12 同 の 病補 改 たる補 付の二が 端 表 め、 数 **0**) ے 下 償 が 「(当該 償」に、「 n 橌 年 あ らの 金、障 支 る に (給さ 揭 ዾ げ 額 ð れる **1**/C る 年 害 は 条 五. 率 金 補 五十円未満の端数がよる場合にあつては、2 ے を た。例 償 合計 る 年 の れ 一金又は 給付 規 を 定 して 百 Ø) K 円 二が 得 ょ 遺 て よる」を「条 た 族 切 率 補 ŋ 償 そ か 上 あ 年 げ る 0 **'**5 金 る ٤ 合 きは、 P **(**以 計額)」 を る 例 控 場 Ø のとす 合にあつて 除した率)」を 規 下 ح 定 を「の (第十 年 る れ 金 を KΣ 切 る 改 合 ŋ 条

**房**病補償年金

同

項

0)

表

を

次

Ø

ょ

5

K

改

め

る。

該則第 民 当第三年 す 八十 金 る 十四 法 七号 障 条 0) 年第以 下部 金 一定年す 旧す金る 船る等法 員年改律保金正へ 険 た 法 昭 法 る <sup>し</sup> 和 の保と大 障険い士 害給う年 年付。法

5.

〇・七六

三十七年法律第百五十二号)の規定による障害共済二十八号)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和て国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第百年国家必務員等共済組合法(昭和三十三年法律第百年書を使年金(当該補償の事由となつた障害につい	て障害基礎年金が支給される場合を除く。)障害厚生年金(当該補償の事由となつた障害につい	障害基礎年金」という。)の四の規定による障害基礎年金を除く。以下単十一号)の規定による障害基礎年金(同法第三十一号)の規定による障害基礎年金(同法第三十二年法律第	。)とは『日本のは、日中で「障よる障害厚生年金(以下単に「障金保険法(昭和二十九年法律第百	金法の障害年金」という。)年金たる給付に該当する障害年金(以下「旧国民年国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する	生年金保険法の障害年金」という。)年金たる保険給付に該当する障害年金(以下「旧厚国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する
〇 · 八 八	〇 · 八八		〇・七六	〇 · 八 八	〇・七六

		遺族補償年金					障害補償年金	
金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年	金たる保険給付に該当する遺族年金国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年	金たる保険給付に該当する遺族年金国民年金等改正法附則第八十七条第一項に規定する年	く。)障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除障害基礎年金(当該補償の事由となつた障害について	障害基礎年金が支給される場合を除く。)障害厚生年金(当該補償の事由となつた障害について	害厚生年	国民年金法の障害年金	日享生年金保険法の障害年金旧船員保険法の障害年金	生年金が支給される
O 九 一	〇 · 八 三	〇 · 八 三	〇 · 八 九	O · 八八	〇・七六	〇・八九	• .	) E *

我們達得不 獨然不嫌行為於於不不行之就在於無行之

	婦年金	される場合を除く。)又は国民年金法の規定によ法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金が	共済組合法若しくは地方公務員(当該補償の事由となつた死亡	遺族基礎年金が支給される場合を除く。)遺族厚生年金(当該補償の事由となつた死亡について	族厚生年金」という。)及び国民年金法の年金保険法の規定による遺族厚生年金(以	金又は寡婦年金
			〇 · 九 一	O 九 一	〇 · 八 三	

る。

附 則 第 五 第 項 中 給 付 Ø 額 Ó 下 て の 合 計 額 を 加 同 項 0 を次のように 改

旧 旧 旧 金障 金障 障 が害 又 害 船 害 国 厚 支 厚 は基 員 厚 民 生 給生 障礙 保 年 生 年 害 年 さ年 険 年 金 金 れ金 厚 金 法 保 金 法 る(場当 る 生 当 0) 険 及 0) 年 合 該 金該 び 嫜 法 障 を補 が 補 害 嫜 害 の 除償 支 償 障 年 害 年 く。 Ø 給 0 害 基 金 金 事 ざ 事 礎 年 由 れ由 金 とな 年 る ح 場な 金 9 合 2 をた た 除障 障 害に 害 に <u>つ</u> つ V١ い て て 障 障 害 害 共 基 礎 緕 年 年  $\bigcirc$ 0 0 0 0 0 • 八 七 八 七 七 八 八 六 八 六 六

## 附則

この条例は、昭和六十一年十月一日から施行する。

2 以 ح ഗ 下 条 新 例 条 K よる 例 という。 改 IE 後 の 第十二条及び 会 Ó 議員 そ Ø 第十三条の 他 非常勤 Ø 規 職 定 員 Ø (新 公 条 務 例 災 附 則 第 四 条 に 関 0) す る 第 条

族 間 おいて K 改 つ に 正 いて 係る年金たる 後 読み替えられる場合を含む。)は、この条例の施行の Ø 適用 附則第 五 同 補償及び施行日以後に支給すべき事由の生じた休業補償につ 条 の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以 日 前に死亡した職員の遺族については、 な 日 以後に死亡した戦 お 従前の例による。 いて適用

3 期 については、 施 行日前 なお の期間に係る年金たる補償及び施行 従 前の例による。 H 前に支給すべき事由の生じた休業補償